

ねらい

- 生まれてから高校を卒業するまでの18年間にかかった費用を計算することにより、生活費に対する現実的な経済感覚を養う。
- 授業料及び教育費を算出することにより、授業1時間の貴重さを実感する。
- 金額の大きさへの驚きをもつことで、親から家計運営の方法について学ぶきっかけとする。

使い方

(1) 各費目ごとに18年分の金額を小計欄に書き入れる。

- ①食物費・交通通信費は1ヶ月当たりの額をもとに、1年分、18年分と計算してから、小計欄に記入する（教育費以外は全員同額となる）。
- ②教育費は高校生各自の生活によって金額が違ってくる。保育所・幼稚園・高校の経費は **資料1**、**資料3** を参考に計算していく。高校においては、自校の授業料・学校納付金など（本書16ページの **資料7**）を調査して記入させると、もっと数値が身近なものとなる。塾や習い事の費用は、家庭で聞いてくるか、地域の相場を事前調査した資料を配布し生徒の質問に答える形で入れていくようにする。**資料5** も利用できる。

(2) 小計1～11の全費目の総合計を出し、中央のわくに18年間の合計額を記入する。

(3) 合計額をみて考えたことや計算途中で感じたことを、ワーク中央下の感想欄に記入する。

指導上の留意点

経費の算出根拠は以下のとおりである。

- 各費目（教育費を除く）経費の算出根拠は、総務省「家計調査」2020年の数値。「二人以上の世帯のうち勤労者世帯」の消費支出の全国平均を、同世帯人員の平均3.31人で除してもとめた（小数点以下四捨五入）。
 - 教育費目の小中学校の学校教育費は、文部科学省の「子供の学習費調査」（令和3年度）よりもとめた。
 - 住居費は、住居の消費支出（家賃地代、設備修繕・維持）に、財産購入と土地家屋借金返済（ともに実支出以外の支払）をプラスしてもとめている。
1人当たりの住居費の月額を、下記の数値を合計し、20,160円としている。
- | | | |
|--------------|------------------------|---------------|
| 家賃地代、設備修繕・維持 | 5,687円 (18,824円÷3.31) | } 20,160円(月額) |
| 財産購入 | 3,112円 (10,301円÷3.31) | |
| 住宅ローン返済 | 11,360円 (37,603円÷3.31) | |
- 複雑な計算を避けるためと、現在の経済価値でとらえた方が実感しやすいと思われるので、物価の変動などを無視して、18年間の費用を最近のデータからもとめることとした。

発展

生活行為のほとんどがお金と無縁でないことを知った生徒に、次の問いかけをする。

- (1) あなたのスマホの1ヶ月当たりの経費はいくらかかっているのか。また、それを支払っているのはだれか。
ワークの交通通信費の平均14,945円との比較や、大学生1ヶ月の電話代（本書25ページの **資料1**、**資料3**）と比較させる。
無計画、無反省に使っている面はないだろうか。
- (2) 親はこのお金をどうやって捻出してきたのだろうか。
合計額があきらかになる中で、自らの疑問をもつ生徒も多い。教育ローン、住宅ローンの話から中・長期経済設計の必要性にもふれたい。**資料1**～**資料7**からも、教育費と住宅購入費が大きな出費であることがわかる。

参考資料

資料1 子どもの学習費

(単位：円)

		学校教育費		学校外活動費	
		月額	年額	月額	年額
幼稚園	公立	5,096	61,156 (5,533)	7,546	90,555
	私立	11,236	134,835 (27,972)	12,013	144,157
小学校	公立	5,498	65,974 (0)	20,632	247,582
	私立	80,084	961,013 (536,232)	55,066	660,797
中学校	公立	11,029	132,349 (0)	30,730	368,780
	私立	88,446	1,061,350 (476,159)	30,648	367,776
高等学校	公立	25,772	309,261 (52,120)	16,976	203,710
	私立	62,530	750,362 (288,443)	25,340	304,082

出所：文部科学省「子供の学習費調査」（令和3年度）（ ）内は授業料

資料2 世帯主の年齢別にみた教育費の状況

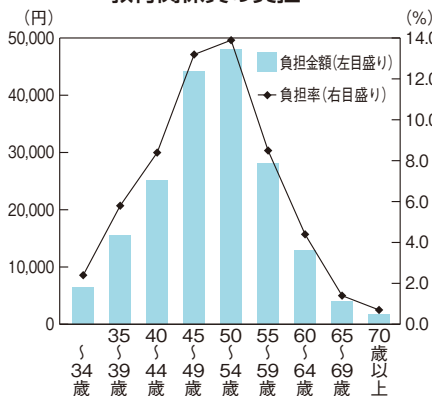
	消費支出(A) (円)	教育費(B) (円)		教育関係費(C) (円)		世帯人数 (人)
		B/A		C/A		
平均	305,811	16,548	5.4%	25,003	8.2%	3.31
～34歳	263,866	4,315	1.6%	6,399	2.4%	3.32
35～39歳	268,708	10,768	4.0%	15,608	5.8%	3.79
40～44歳	299,230	18,543	6.2%	25,242	8.4%	3.78
45～49歳	335,830	30,572	9.1%	44,238	13.2%	3.65
50～54歳	345,357	33,159	9.6%	48,071	13.9%	3.30
55～59歳	331,435	15,694	4.7%	28,182	8.5%	3.02
60～64歳	293,806	5,941	2.0%	12,903	4.4%	2.79
65～69歳	293,783	1,927	0.7%	4,064	1.4%	2.59
70歳以上	254,993	1,284	0.5%	1,835	0.7%	2.47

出所：総務省「家計調査」（令和2年）

(注) 全国・二人以上の世帯のうち勤労者世帯、年平均1ヶ月の支出額。

【資料1・3の補足】2019年10月から幼児教育・保育が無償化され、3歳児クラス(年少)から5歳児クラス(年長)までの全ての子どもが対象になっている。

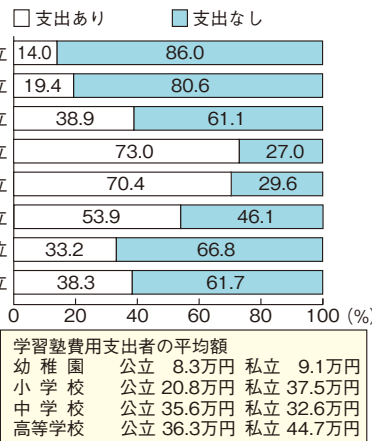
資料4 世帯主の年齢別にみた教育関係費の負担



出所：総務省「家計調査」（令和2年）

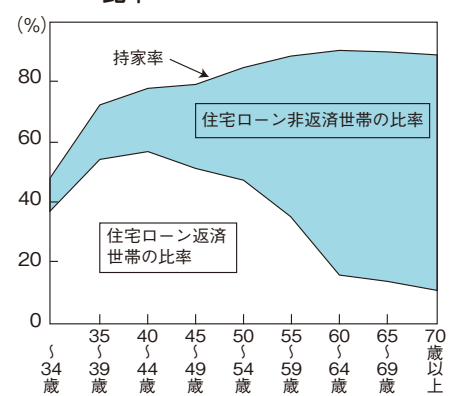
(注) 全国・二人以上の世帯のうち勤労者世帯。

資料5 学習塾費の支出者の割合と年間費用



出所：文部科学省「子供の学習費調査」（令和3年度）

資料6 持家率と住宅ローン返済世帯の比率



出所：総務省「家計調査」（令和2年）

(注) 全国・二人以上の世帯のうち勤労者世帯。

資料7 勤労者世帯の住宅ローン負担

住宅ローン返済世帯

(単位：円)

	平均	～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
世帯主定期収入	404,212	328,752	381,147	413,106	447,634	437,295	449,831	314,146	210,867	181,856
可処分所得(A)	564,719	502,033	543,667	564,235	601,603	601,131	605,896	455,392	433,820	463,904
消費支出(B)	315,176	253,295	269,379	305,076	349,058	360,839	335,691	305,708	268,721	270,764
黒字	249,544	248,738	274,288	259,159	252,544	240,292	270,204	149,684	165,099	193,140
金融資産純増	173,467	181,581	210,467	198,095	185,452	138,763	170,416	55,318	85,026	111,837
住宅ローン返済(C)	92,111	84,901	87,274	86,714	89,699	94,630	116,354	99,210	77,269	93,539
住宅ローン負担率(C/A)(%)	16.3	16.9	16.1	15.4	14.9	15.7	19.2	21.8	17.8	20.2
平均消費性向(B/A)(%)	55.8	50.5	49.5	54.1	58.0	60.0	55.4	67.1	61.9	58.4

出所：総務省「家計調査」（令和2年）

(注) 全国・二人以上の世帯のうち勤労者世帯。△記号は金融資産の減少を意味する。

資料3 令和元年度 N市保育料徴収基準額表(月額)

(単位：円)

階層区分	階層の定義		保育料(月額)			
			3歳未満児		3歳以上児	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯		0	0	0	0
B1	市民税非課税世帯	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	0	0	0	0
B2		それ以外	3,400	3,400	2,500	2,500
C1	市民税均等割のみの世帯	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	8,500	8,300	5,900	5,700
C2		それ以外	9,300	9,100	6,800	6,600
D1	3,000円未満の世帯	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	11,000	10,800	8,500	8,300
D2		それ以外	11,900	11,500	9,300	9,000
D3	3,000円以上23,400円未満の世帯	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	13,500	13,100	10,000	9,700
D4		それ以外	14,800	14,500	11,000	10,600
D5	23,400円以上37,800円未満の世帯	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	17,000	16,600	12,000	11,700
D6		それ以外	19,100	18,700	16,500	16,200
D7	市民税所得割	37,800円以上 51,000円未満 の世帯	23,300	23,000	20,800	20,400
D8		※ 51,000円以上 78,600円未満 の世帯	27,600	27,100	23,300	22,800
D9		78,600円以上 101,400円未満 の世帯	31,400	30,900	25,000	24,500
D10		101,400円以上 123,300円未満 の世帯	35,200	34,700	26,300	25,800
D11		123,300円以上 168,300円未満 の世帯	36,900	36,200	27,200	26,400
D12		168,300円以上 214,900円未満 の世帯	38,600	37,900	28,000	27,200
D13		214,900円以上 255,100円未満 の世帯	40,300	39,600	28,900	28,100
D14		255,100円以上 351,400円未満 の世帯	42,000	41,000	29,700	28,700
D15		351,400円以上	43,700	42,400	30,600	29,200

出所：N市保育課

(注) 1. 3歳未満児とは当該年度の4月1日現在において、満3歳にならない児童のことを指す。そのため、年度途中で3歳になった場合でもその年度は3歳未満児とする。
 2. 16歳未満扶養親族がいる世帯の市民税所得割額については、【16歳未満の子どもの数×22,800円】を控除した金額、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がいる世帯の市民税所得割額については、【16歳以上19歳未満の子どもの数×15,000円】を控除した金額で保育料を決定する。
 3. 保育料徴収基準額は各市町村によって異なる。